

添付書類等

動物用医薬品販売従事登録証（返納）

注意事項

- 登録販売者は、指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならない。
- 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならない。
- 手数料なし。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 文字は、楷書ではっきり書くこと。
- 「5 参考事項」には、連絡先の電話番号を記載すること。